

1. 件名：中部電力株式会社浜岡原子力発電所1、2号炉の廃止措置計画及び原子炉施設保安規定変更に関するヒアリング
2. 日時：令和5年10月13日（金） 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者
原子力規制庁：
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
岩澤安全規制調整官、寺野管理官補佐、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

中部電力株式会社：
浜岡原子力発電所 廃止措置部 廃止措置計画課 課長他8名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
資料1-1：浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉廃止措置計画変更認可申請書について（審査会合における指摘事項対応）
資料1-2：浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉 解体の対象となる施設及びその解体の方法の変更について
資料1-3：浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉 保管区域の設定予定区域の変更について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより、浜岡原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉はイセツジ計画の変更認可申請について、ヒアリングを開始いたします。
0:00:12	それでは資料に基づいて、中央電力の方から説明をお願いいたします。
0:00:19	はい。中部電力の寺澤でございます。資料 1-1 をまずご覧ください。
0:00:25	こちらの方にて、9 月 19 日の審査会合にていただきました指摘事項対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。
0:00:36	まず、2 ページ目をご覧ください。
0:00:41	こちら、9 月 19 日の審査会合でいただいた指摘事項、4 件というふうに認識してございますが、そちらを順番にご説明をさせていただきます。
0:00:52	一つ目の、
0:00:53	表 12 等に記載の評価時点について申請書を修正することにつきましては、こちら申請書の補正を行いまして、
0:01:03	また後程補正申請の方を予定してございます。
0:01:08	二つ目ですが、サブチャンナーの買い取り愛犬をどのように決めているか補足説明資料に追記することにつきましては、資料 1-2 にて説明をさせていただきます。
0:01:23	はい。中部電力の宮崎でございます。それではですね指摘事項の 2 番、サブチャー改定の取り上げをどのように決めているか、補足説明書に追記することというところで、
0:01:35	資料 1-2 の中で説明させていただきたいと思っております。
0:01:39	資料 1-2 の 4 ページをご覧ください。
0:01:43	4 ページの方にですね本文の方を追記させていただきました。読み上げさせていただくと、格納容器はフラスコ型の D/W 及び変換型の査定シオンチェンバで構成されております。
0:01:55	S/C の取り合い件は、ドライビルの管財との連結部としており、工事計画認可申請書の図面を参考に、一応決めているというところで追記させていただきました。
0:02:08	また、連結部の取り合い点を図示させていただいておりまして図 1 のですね①の絵の中でですね、この取り合い点になるところというのを、
0:02:18	記載させていただいております。
0:02:27	中部電力の寺崎でございます資料 1 のナンバー 2 の方の説明は以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:32	続きまして、ナンバー3、
0:02:38	資料 1-1 の 2 ページに戻っていただきまして、ナンバー3 の保管区域で保管する、するときの容器と汚染の広がり対応について、補足説明資料への推計ということで、資料 1-3 にて、説明の方をさせていただきます。
0:02:56	中部電力の蔵田でございます。資料 1-3 の 3 ページ。
0:03:01	をご覧ください。
0:03:03	3 ページの下部からになります。3 保管区域における汚染拡大防止措置についてということで説明させていただきます。
0:03:12	理事会ですので、読ませていただきます。
0:03:15	保管区域は、
0:03:17	壁柵等の各物によって区画し、目につきやすい箇所に保管区域である旨と、
0:03:23	管理事管理上の注意事項を掲示する。
0:03:27	注意事項ですが具体的には、許可された人間、
0:03:31	しかこの区域には入っていけないと、そういうことでございます。その上でL3 不燃性雑固体廃棄物を容器に入れるとして、汚染拡大分
0:03:42	防止措置を講じまして、
0:03:44	放射性廃棄物を示す標識をつけた上で保管するということにしております。
0:03:49	また、汚染拡大防止措置が保たれていることを、1ヶ月に1回の頻度で確認しております。こういったことで汚染拡大を阻止をしております。具体的に、他に用いる容器ですが、ドラム缶鉄バツク等の、
0:04:03	汚染の広がりを防止することができる容器としておりまして、その例を
0:04:08	図 1 に示しておりますのでご覧ください。
0:04:12	説明としては以上になります。
0:04:19	はい。中部電力の寺田でございます。
0:04:22	続きまして資料 1-1 の 2 ページをご覧ください。
0:04:27	こちら、最後No. 4 でございますが、保管区域の拡大に伴い、実施した周辺公衆被ばく評価において考慮した保管区域を保管する保管容器の線量当量率について、
0:04:38	保安規定に基づくQMS文書でどう管理していくか。
0:04:43	資料の方でご説明をさせていただきます。こちらは、資料 1-1 の、
0:04:49	本資料にて説明をさせていただきます。
0:04:53	まず、3 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:58	金。
0:04:59	保管計器の
0:05:01	容量につきまして、保管区域につきましては廃止措置計画及び保安規定において、保管場所、容量規定をしております、その具体的な管理については、
0:05:11	保安規定に基づく経営文書である二次三次文書で規定して管理してございます。
0:05:17	保管容器の線量当量率の具体的な管理についても、保管場所の管理の観点で同様に、二次三次文書で規定して監視もを考えてございます。
0:05:27	場所、容量の管理につきましては、二次文書、具体的な廃止措置管理指針、
0:05:32	タテまで定めてください。
0:05:33	三次文書につきましては解体的物管理手引きというふうに規定して、保管容器の規定しております、
0:05:41	こちらに保管容器の線量当量の管理についても、これらの文書に規定をして参ります。
0:05:49	具体的には、二次文書廃措置管理指針において、当該保管区域に保管できる保管容器の線量当量率を測定しまして、
0:05:57	保管容器の線量当量率の測定テストは記録保管区域の設定、これは区画設定ですが、各、
0:06:06	或いは定常注意事項の計器と、そういったもの。
0:06:09	また他についての、
0:06:10	保管容器保管の記録を、
0:06:13	これらは三次文書解体。
0:06:16	そして、管理していく。
0:06:18	考えてください。
0:06:22	ページ 4 ページをご覧ください。
0:06:26	このページ以降で、
0:06:28	それぞれ指針手引きの、現在考えております変更概要を、
0:06:33	示してございます。
0:06:36	表の
0:06:38	表につきましては、まず、実施項目と、
0:06:41	現行の指針手引きの要求事項、
0:06:45	それに対して、今回、このように変更内容を、
0:06:48	考えておりますけれど、記載をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:53	私の方が、変更の
0:06:57	内容として書いてる。
0:07:01	まず、二次文章ページ 4 ページですが二次文書の廃止措置管理指針におきましては、
0:07:06	まず保管区域の確保という項目がございまして、ここに、
0:07:13	場所と容量が書いてございます。
0:07:15	こちらにつきまして、保管する保管容器の表面から 1 メーターの強イデの線量当量、
0:07:22	についての、
0:07:23	記載を新たに追記を、
0:07:27	いたしまして、
0:07:28	変更第 4、変更内容の保管区域の確保の欄の下の方が、
0:07:34	実際に工事を担当する工事課長は磯工事課長は、保管する保管容器が、添付資料を、不燃性雑固体廃棄物保管区域図、こちらに保管区域の、
0:07:45	エリアが書いてございますがそちらに定める。
0:07:48	線量当量率を超えないよう廃止措置計画に定めるL3 の不燃性雑固体の負担区域を使ってるというところを提示する予定でございませ
0:07:58	同じ趣旨についております。添付資料 5 の不燃性雑固体廃棄物保管区域につきましては、
0:08:05	変更内容としては、
0:08:07	現状保管区域の範囲とかいろいろ書いてございますが、その当該保管区域で保管できる。
0:08:14	保管容器の表面から 1 メーターの通りでの線量当量を記載。
0:08:18	をして参り、
0:08:23	5 ページをご覧ください。
0:08:26	こちらは、三次文書、解体的物管理手引きの変更概要をお示しをして、
0:08:34	初めに、容器への収納につきましては、
0:08:37	変更としては、
0:08:40	L3 廃棄物を先ほどご説明をしたドラム缶ですとかっていう学校に収納するとき、
0:08:47	L3 の放射性固体廃棄物収納記録っていうのを作っておりますが、そちらの方に、
0:08:53	保管容器の表面から 1 メーターにおける線量当量の測定結果を記入する項目を追加するということを考えてござい

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	保管区域の設定計画。
0:09:06	いうふうにつきましては、
0:09:08	こちらで保管区域保管エリア設定計画書というもので、
0:09:13	実際の具体的な保管区域を設定するんですけども、
0:09:17	こちらの計画書の方でも、当該保管区域に保管できる線量当量、
0:09:23	を追記
0:09:25	を考えてください
0:09:27	続いて保管区域の設定。
0:09:30	につきましては、
0:09:31	こちらでは、
0:09:34	現行の要求で言いますと、
0:09:36	区画をして施錠して、保管管理、
0:09:39	管理区域である旨及び管理上注意指導を掲示して保管区域を設定するということになってございますが、
0:09:46	あそこの掲示物に対しても、
0:09:50	当該保管区域に保管できる線量当量と記入。
0:09:55	追加を考えてください。
0:09:58	また手引き上保管区域設定通知ということで、保管区域を設定した後に、
0:10:04	保安区域設定、
0:10:06	解除記録、
0:10:08	を作成して、
0:10:10	はい、土地計画課長から廃止措置工事課長に通知をして、実際の運用が始まりますか。
0:10:16	こちらの記録、区域設定、回収、
0:10:19	にも、当該保管区域に保管できる線量当量没水
0:10:23	と考えて、
0:10:26	実際に保管をする際ですが、オカ前連絡として、
0:10:31	現状は、保安区域に搬入する前に、配置計画に搬入物量連絡をして、
0:10:38	廃止措置計画課長の 40 億円となってるんですが、
0:10:42	こちら、搬入物に加え、線量当量率を、
0:10:47	も一緒に連絡して、配置計画課長の指示を受けるということを追加を、
0:10:55	また、保管区域での看護につきましても、
0:11:02	保管した後に、保管区域の保管記録、
0:11:06	こういうものを作成をしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	先ほどの箱に収納した時の、
0:11:13	放射性固体群中の記録、合わせて廃止措置、廃止措置計画課長に通知するという事になってございますが、
0:11:20	こちらの保管区域の保管記録につきましても、
0:11:23	当該保管区域に保管できる線量当量あるように、線量当量率を含め、
0:11:32	部長の方、新手引きの方にて、
0:11:37	線量当量管理、具体的な管理について規定しましてしっかり管理をしていくと考えてございます。
0:11:45	本日の資料の説明については以上となります。
0:11:51	配布等規制庁の宮嶋です。私の方から、
0:11:56	2、3点。
0:11:57	とっくに事故がありまして、
0:12:00	まず、質問事項で言うと2番目のS/Cの取り合い点の話なんですけれども、
0:12:07	これ資料1-2の5ページで、
0:12:12	これだけですよ。
0:12:13	示してもらってるんです。
0:12:17	これは具体的には、
0:12:20	管台の中で、サプレッション・チェンバ。
0:12:26	伸びてる。
0:12:36	当時、
0:12:40	そこで、
0:12:46	中部電力の宮崎でございます。まずですね格納容器ノダD/W等作品船舶の接続点というか繋がってる場所についてなんですけれども、
0:12:58	ここはですね、溶接でくっついておりまして、コベント管等、
0:13:05	D/Wの保管代っていうのは、溶接線があつてですね、まずそこを取り合い点というか、境界部にして、解体していくということでございます。
0:13:16	はい。規制庁宮島です。やっぱもう溶接部で、
0:13:22	もそうですねちょっとエリアの取り合いとかもあるんで溶接部よりもちょっと査定シオンチェンバ側でちょっと聞いたりとかつていうところは、あると思いますが、おおよその位置で切ることになります。はい。
0:13:37	イメージは、
0:13:39	きます。
0:13:40	あともう一つ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	もう、
0:13:43	この資料 1-1 の方の後参考をつけてもらって、
0:13:48	これ 9m通常で、保安規定で旧姓定めているその二次文書、3 文章化以降、
0:13:59	要求事項に基づいた 20 分と 30。
0:14:05	とこれはおそらく、
0:14:07	参考であったかという
0:14:10	手持ちで、
0:14:12	なるほど。
0:14:14	なぜかといいますと、
0:14:15	こういうふう資料にしてもらおうと、我々この中身、審査しなきゃいけない。
0:14:22	等、
0:14:24	これ明確になる。
0:14:26	当局として、
0:14:28	自分所、
0:14:29	中身について、
0:14:36	ここはちょっと参考という手持ちなのか。
0:14:39	明確に審査の対象ではない。
0:14:47	すいません、その上で、ちょっと矛盾するようですが、ちょっと中身の話を、
0:14:56	衛藤。
0:14:57	これって、あっと 1メートルの線量当量率っていうのは、
0:15:01	保管する、搬入するときにわかる。
0:15:08	中部電力の寺澤でございます。
0:15:11	はい。言われる、おっしゃる通りで
0:15:15	ページグラスと 5 ページ、1-1 の 5 ページを、
0:15:20	ご覧ください。一番上のところで収納という項目がございまして、
0:15:25	実際その L3 の廃棄物を箱に入れるときに、L3 のその放射性固体廃棄物収納記録というものを作成いたします。
0:15:35	こちらに、その線量当量率の測定結果を記入するということになってますので、箱に入れる場所で測ると。
0:15:46	そのあと、下の以下の手続きがございまして、最終的に
0:15:53	保管を、
0:15:54	するという流れになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:57	説明以上になります。
0:16:00	ベッショミヤジマです。その時に測ったセンミョウを、
0:16:05	基準としてというか、それでランク分けというかそっちの
0:16:10	成長、
0:16:11	ていうところなのかな。
0:16:14	で、
0:16:15	低ければ低いあります。
0:16:18	多分ですんで、
0:16:23	保管状態の点検っていうのは、具体的にどういことをやる。
0:16:30	すいませんちょっとこれは、
0:16:32	審査をするにあたって、上に説明して、
0:16:36	これ自体、
0:16:38	何だろう。
0:16:39	問題になってるんで、
0:16:41	それはないんです。
0:16:42	はい。中部電力寺澤でございます。この資料のですね1のサンゴ、ご覧ください。
0:16:52	3ページの下ですね先ほど説明させていただいた中で、
0:16:58	この
0:17:00	一番下のところですね、汚染拡大防止措置が保たれるということを1ヶ月に1回の頻度で確認するというような、
0:17:08	ことが書いておりました、これは、そういった保管区域を作るときに実際に柵とかで区域をしたりですとか、
0:17:17	例えば変なものが入ってないとか或いは、
0:17:19	こうで出ていないとはコガ何か異常がないとか、そういったことを1ヶ月に1回の頻度で確認してる、これはもう今やっている。
0:17:28	はい。
0:17:29	説明以上になります。規制庁ミヤジマ具体的にその線量は上がっております。
0:17:35	ということは、多分、現実的じゃない。
0:17:39	おそらく、これ見る。
0:17:41	例えば、
0:17:42	は、
0:17:43	ドラム缶。
0:17:45	漏えいがないか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:47	多分、
0:17:49	はい。
0:17:50	高島。
0:17:51	あくまでも、
0:17:54	の健全性を見てます。
0:17:59	認識していた。
0:18:03	はい、すいませんあともう1点ちょっと細かい点なんですけれども、また資料の1に戻ってください。後の2の、
0:18:09	2ページ目の、ナンバーズリーの、
0:18:12	この指摘事項の内容なんですけれども、
0:18:15	汚染の広がり対応についてっていうところがあって、ちょっとこのワードがちょっと気になる。
0:18:22	これ、
0:18:22	汚染の広がり対応。
0:18:26	言葉の意味するところと、
0:18:27	汚染拡大防止措置の、
0:18:30	意味するところ一緒なんです。違う。
0:18:36	中部電力寺澤でございますが、こちらは汚染拡大防止措置を、
0:18:42	はい。ちょっと、同じ意味で、ちょっとすみません、書き方が、
0:18:47	良くなかったということですがタカノ誤解を誤解といいますか。はい。
0:18:51	失礼いたしました。同じ意味で用いてございます。
0:18:56	はい。規制庁宮島です。はい。これも、
0:18:58	初めて出てきたワードだなとちょっと。
0:19:01	身構えてしまうところ。
0:19:04	はい。
0:19:05	一応私からは以上。
0:19:09	原さんから。
0:19:12	はい。規制庁福原ですけれども。
0:19:15	宮嶋さん聞こえてますか私の声。
0:19:18	はい、聞こえてます。
0:19:20	はい。簡単どころ3点、確認をさせてください。まず1点目なんですけれども、資料1-3に、今回つけていただいた保管容器、
0:19:33	の写真が載ってます6ページ目、資料1-3の6ページ目に、黄色いアドラム缶と鉄箱の保管容器の例ということで載ってますけれども、
0:19:45	これは0であって他もありますよと、ドラム缶、鉄箱等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:51	等とか例っていう言葉があるんですけども、今現状で何か想定されてますか、あのもの。
0:19:58	病気は、
0:20:04	中部電力倉田でございます。
0:20:06	今実際L3で使っている最中に使ってるのはドラム缶でしてで、そのほかにも例えば、基本的には今写真で写しているドラム缶ですとか鉄箱とかの密閉容器に収納するということを考えを基本としているんですが、
0:20:21	例えばこれらの箱に入らない。
0:20:23	長井。
0:20:26	大型のものっていうのが、L3として発生して決まった場合ですね。
0:20:31	例えば、Cと、
0:20:34	養生などして、
0:20:36	この箱に入れる代わりにそういった形で拡大防止措置をするっていうような余地も残しております。ただ基本的にはこういった密閉型の容器に入れて、
0:20:47	保管するっていう方針にはなっております。
0:20:53	はい。規制庁福原です。基本的にはこれだけけれども、大型のものは、養生する場合もあるので頭とか0っていう言葉を入れてるってそういう理解ですけども正しいでしょうか。
0:21:08	中部電力蔵田でございますその通りでございます。
0:21:12	はい。規制庁、福原です。理解しましたあともう1、2点目なんですけれども、
0:21:19	ちょっと確認なんですけど、今回、解体撤去するにあたり、
0:21:27	汚染新たに何か汚染の除去、
0:21:30	例えばサブチャンーを解体するときに、汚染の除去を計画をしていますか。
0:21:39	中部電力の宮崎でございます。S/Cについてはですね解体後にですね除染をする計画では一応おります。はい。
0:21:52	はい。衛藤解体後ですか、解体前ではなくって解体後に除染。
0:21:58	解体中ですかね会議、解体。
0:22:01	切り離れた後に除染するという形を考えてます。
0:22:08	はい。それは今の廃止措置計画から変更がない。私の理解では廃止措置計画ではですね解体、
0:22:19	撤去する前に必要に応じて除染しますっていうような記載ぶりなんですけども、現状の廃止措置計画とは変更がない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:28	という認識でしょうか。
0:22:30	はい。解体中に実施します助成についてはですね本文 9 の中でも記載させていただいておりますが、そのなかー
0:22:38	で記載している、女性の方で除染していくと。
0:22:42	いうふうに考えております。
0:22:44	はい。規制庁深田です。理解しました後、確認 3 点目なんですけれども、
0:22:49	甲斐措置計画の中に、
0:22:53	ですね。
0:22:55	着手要件、工事の着手要件及び完了要件という表があるんですけども、その部分は今回は変更ないということで、正しかったですか。
0:23:07	中部電力の宮崎でございます。こちらの方もですね着手要件着手完了要件、書かせていただいておりますが、変更はございません。
0:23:18	はい。規制庁福原です。承知しました後、確認ではないんですけども、1 点だけちょっと認識の共有というか思ったところの共有なんですけど、
0:23:29	先ほど宮嶋も言ったんですけども、今回資料の 1-1 のにですね参考として二次文章参事文章の内容を、
0:23:40	つけていただいております。私もミヤジマとおんなじことを感じまして、我々規制側は二次文書三次文書、御社の活動の中の話は、審査をしない。
0:23:53	と、審査をしないので、
0:23:56	ちょっとは、我々の聞き方もまずかったんですけども、二次文書 3 事務所の中は御社の中でクローズしているというそういう認識でおります。
0:24:06	以上です。
0:24:15	中部電力林でございます。承知いたしました。この参考を付けさせていただいた趣旨は、具体的なイメージを持ってですね、ご理解いただければと思った次第で付けましたけれども、趣旨は理解です。
0:24:38	規制庁のテラノです。すいません。何点か、ごめんなさい細かい点で、資料の、
0:24:44	まず、
0:24:49	先ほどのサプレッション・チェンバのとりあえず改定すると、とりあえずのところなんですけど、
0:24:54	少し図面でちょっと河内みたいな大きくしていただいて、またいただいて、S/Cの通りと。
0:25:01	ぐらいで、とりあえず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:06	です。
0:25:08	メンバー。
0:25:14	わかるよ。
0:25:16	付けていただくと。
0:25:19	中部電力宮崎です。拝承いたしました。
0:25:30	将来、資料の 1-1 の、ちょっと 2 ベツシヨ 3 次文書の変更概要のところ で、4 ページの
0:25:38	特に、
0:25:42	一方、ページ 8 ページ目の表面から 1 メートルのフジノ洗浄創立ごと に、
0:25:47	記載いただいているんですけど、ここは、具体的にはとしては、
0:25:55	っていうふうに、
0:25:59	中部電力提案さでございます。はい。その通りでございます。
0:26:05	具体的には、
0:26:07	それぞれそういった、
0:26:11	結局
0:26:13	取り決めになる。
0:26:17	えっとですね具体、中部電力寺尾佐瀬です。具体的な指針の、添付資 料 5 のところに保管区域の図面というのはもともとついてございまして、
0:26:27	そのところで、表面、あと 1 で 1 マイクロが入れるエリア、100 万円黒 が入れるエリアっていうのを、シミズツジをしまして、
0:26:39	それらのところを守るようにということで、指針の方で定めて、具体的な 管理は、手引きの方で定める。
0:26:46	でございます。
0:26:48	ありがとうございます。
0:26:52	すいません
0:26:54	審査会合の点については、
0:26:57	以上で、あと、他のすみません今全体取り全体を確認してる中で、ちょ っと何点か確認をさせていただきたいところがあって、
0:27:05	簡単にすいません。1 点と、まず 1 点目、資料の、ごめんなさい、ちょ っと申請書、今回の変更認可申請書のページ、66 ページ。
0:27:15	66 ページ目のところに、
0:27:19	66 ページ目で、
0:27:22	放射エネルギーの前後表をつけていただいて、
0:27:25	今回追加に伴って、変更、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:28	できる。
0:27:30	ページがあるんですけども、ここに、備考欄の理由に、工事の方法で、
0:27:35	工事の方法の追加も、はい。
0:27:38	つまり、
0:27:39	記載があって、
0:27:40	工事の方法によって放射エネルギーのスピード化を終わります。
0:27:47	事故以降、理由のところに、第二段階括弧の中第二段階、対象施設及び工事方法等の追加ですね。
0:27:56	データ、前段階第一段階対象設備は、
0:28:03	これすいません、ただで事実確認。
0:28:26	中部電力の寺澤でございます。
0:28:29	理由としましては
0:28:32	全体的な理由として、この理由を関連するところで使ってるというところでございます。
0:28:40	わかりました。はい、ありがとうございます
0:28:44	先先ほど福原からも質問させていただいた、サブプレッションチェンバ
0:28:54	の、
0:28:55	路線、
0:28:57	こうするという方針、除染をするということが、今の廃止措置計画の中でどう読めるのかなという確認を、
0:29:03	していたところなんですけれども、
0:29:05	結果として事前には、除染は、
0:29:09	スルー的には入ってない。
0:29:16	中部電力の宮崎でございます。衛藤。
0:29:20	配送計画上はそ、そのように記載しております。
0:29:28	木本江藤除染についてはですね5章の中の表の中で放射性廃棄物を低減するための助成については行っていきますよというところで記載させていただいて、
0:29:42	通常のテラノですと、対策計画上書いてある、系統系統除染の基準での除染には、その除染する基金の対象には、本センターは入ってます。
0:29:53	入ってない。
0:29:55	現状ということだけ、
0:29:58	そういう方針のもと、サブプレッション・チェンバは解体をする。そうです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:03	あとは廃棄物の管理上、
0:30:07	フナツエビナとするのか本文の関係で、東郷さんを当社の中でされるっ ていう、
0:30:14	中部電力ミヤザキの細野ご認識の通りでございます。
0:30:22	あとすいません、もう1点だけ、
0:30:25	今回気が追加されたこと、改正対象の機器が追加されたことによって、 放射エネルギーの
0:30:33	先ほど、
0:30:34	ごめんなさいドイアノforツジ物質ごとに、
0:30:39	数量を算出していただいて、変更いただいているんですけど、
0:30:44	このステップっていうのは、
0:30:46	これまでに、もうすでにされていたものへと、やり方、方法としては、これ まで認可されたやり方で評価されているっていう
0:30:58	中部電力プラスアルファの通りでございます、
0:31:02	実際、この計画書上ですと、
0:31:05	確かに、
0:31:06	トータルの第4までの
0:31:10	トータルの放射エネルギー評価結果も、
0:31:13	あってございますそちら今回変更がないんですけども、そこから、
0:31:16	内訳で言えば第3段階で出ていたサブチャーンと機器搬入口頭のもろ もろが、この第二段階の、この特化したこの表に移ってきてそれが足 されてるといふ
0:31:29	ございますので、放射エネルギー評価としては、何も変更がございません。
0:31:35	以上でございます。
0:31:42	中部電力、寺澤でございます。補足で表5-2の方に、
0:31:49	廃措置対象施設全体の放射エネルギー評価っていうか、
0:31:53	当然ここは今回、ここ変わってなくて、内訳が移っただけなので、評価も 同じということで、
0:32:00	すみませんありがとうございます。なのでこれまでの認可のタイミング で、第一段階から第4回で改正する設備については、それぞれ放射エ ネルギーが金
0:32:11	の内訳今回、
0:32:13	少し減ったよっていうだけ。
0:32:15	中部電力テラサワ徳田。
0:32:17	その通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	わかりました。ありがとうございました。すいません。私は以上です。
0:32:39	シートのイワサワです。
0:32:41	今審査会の方からあります。
0:32:45	私の方から、
0:32:50	我々審査官の方に対して、
0:32:56	するのか。
0:32:57	半そういう明確に、
0:33:02	こんなね、
0:33:04	何を直す、直さず、
0:33:06	これはちゃんと、
0:33:15	局は、
0:33:18	今回、
0:33:20	起用しているところ。
0:33:23	だけしかちょっと私はまだ、
0:33:25	ばかりではないんですけども、
0:33:28	もう少し丁寧に、
0:33:30	ところはあります。
0:33:34	資料の、
0:33:41	3 ページ目のところ先ほど審査官が言われた通り、
0:33:45	本てのかぶってについては、我々はこの橋野上げ下げまでは言いませんと。
0:33:50	ということなんで、
0:33:52	3 ページ目のスポンサーの方向概要。
0:34:00	物件については、ゲーム上、
0:34:03	作られて、
0:34:05	保管され、
0:34:07	てることを確認することがある。
0:34:11	ちょっとまではなりません。
0:34:15	これはやっぱ、
0:34:22	それから、
0:34:28	資料なんですけども、結局申請書は添付の補足ということで、ここに書ききれない行間であるとか、
0:34:36	江藤
0:34:37	であります 1000 円については、補足で丁寧に書いていただきたい。
0:34:42	基本的なその補足資料の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:54	資料 1 の 24 ページ。
0:34:57	平気で書いてあるところ。
0:34:59	どこで切りますか。
0:35:01	モリ原点。
0:35:06	業務。
0:35:11	とりあえずはって書いてあるのは、10 はなくてね。
0:35:15	D/Wと。
0:35:17	プレッション旋盤の取り合い権は変。
0:35:21	主語が、
0:35:23	明確にしてない。
0:35:25	何と何をどこで分けるっていう
0:35:28	されてない。
0:35:34	それを踏まえた上で、
0:35:35	5 ページ目の左上のところの、
0:35:38	阪大というところが、
0:35:41	ここで、
0:35:42	分けます。
0:35:44	判例の、何をどこを示してるのかが、
0:35:48	気になるところがうまくやってなかったんで、参考。
0:35:56	要は、明確に、
0:36:08	3 ページ目。
0:36:15	拡大防止のところと、汚染の広がりっていう言葉の使い分けをしている以外はないんですっていうんであれば、ちゃんとそこは確認をして、
0:36:26	同じ言葉を使わないと、この文章がある意味勝負。
0:36:31	メーカー。
0:36:35	使いますので、やるということ。
0:36:38	もう一つ、具体的に、
0:36:40	何をどこまで、
0:36:47	大分図られてるかっていう。
0:36:54	あとこの写真がついてるんですけど、写真とのリンクがあまりよくわからない。
0:37:00	病気の説明をしているのが、
0:37:04	でもその前の 3 ポツの前半部分です。
0:37:10	管理上の注意事項を提示するっていう
0:37:14	話。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:18	標識をつけ保管するっていうところ。
0:37:22	とかそういったところはこの写真の中には出てきてない。
0:37:28	このような、
0:37:31	具体的に、
0:37:34	住むために書いてるこの策みたいなのが、この
0:37:39	八尾。
0:37:40	ちょっとこの文章と、
0:37:43	今一行あってんのかってない。
0:37:46	あと構成が本当にこれでいいのか。
0:37:50	なんか最後に、これ続いているんですよね、3 ページ目の最後の文章から 4 ページ目のところ。
0:37:57	4 ページなんか、
0:37:59	管理をするような条例、
0:38:07	これって何か、
0:38:12	中部電力ハヤシでございます。このパートについてはもともと保管容器 っていうものがどういうものかっていうようなご趣旨で、
0:38:22	お話があった中で、そこから汚染の拡大防止っていうものを御説明とい うふうにしていますので少しその保管容器といったものが何かというところ は、
0:38:33	写真つきでご説明をした方がよろしいかと思う。
0:38:37	そういう判断で載せております。ちょっと構成上
0:38:41	他に大きなところだけが写真があつてですね、あとの口銭防止措置の 方の説明を作っていた中で少しアンバランスになったのは確かにあり ます。
0:38:54	アノ。
0:38:56	修正等をさせていただき、
0:38:59	規制庁イワサです。あれば、3 ページ目のこの構成の、
0:39:04	箱に入れたいのであれば、
0:39:07	なお書きにするじゃない、なお、
0:39:11	ほかに。
0:39:14	陽気っていうのは、
0:39:21	陽気悪い。
0:39:23	他に。
0:39:25	わあドラム缶。
0:39:30	できるよう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:32	容器は容器である。
0:39:35	できるものでありその例を、
0:39:41	ご覧、ちゃんと鉄箱、
0:39:43	タケノ、
0:39:44	そんなこと。
0:39:49	中部電力羽根でございますメインのものは、今示してる通りですけども先ほど倉田の方から説明あったようにもの大きい場合ですとか、そういったところは養生などして、
0:39:59	対応する場合がありますので、そこを含めて、
0:40:05	はい。
0:40:07	了解しました。ちょっとその修正。
0:40:10	はい。
0:40:12	全体としては以上です。
0:40:14	ちょっと大きい論点ではないと私は思ってます。
0:40:20	ここだけの推移ということでどうしてもここに目がいってしまう。
0:40:29	ユリははい。
0:40:33	よろしく。
0:40:38	は、
0:40:39	IIニュース文書でどう管理していくか資料ですね、それをどう管理するかってことは、どう対応してくかってこと言われたんですよね。
0:40:57	ではそのQに数字でどう管理していくかってことであれば、一次文書に一部、30分以上、
0:41:05	そろえて、
0:41:08	セールス上どう対応していきますか、っていうことであれば、
0:41:13	そのて、
0:41:17	基づいて、
0:41:19	対応していく。
0:41:21	なるんですけど、
0:41:23	文章がちゃんと作られていますかっていうと、
0:41:25	だからこういう、それぞれができるっていう理解。
0:41:37	中電、中部電力の説明です。
0:41:39	審査方法では、
0:41:42	二次文書参事文章で対応していきますという回答をした上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:49	自分所三次文書でどうか、管理してくだっというふうに聞かれたというふうに認識してます。審査会合ちゃったから、二次文書三次文書で対応していきますって話はしてますので、
0:42:01	その上に、
0:42:03	さらにご質問でしたので、QMS文書でどのように、
0:42:07	管理をしていくのかっていうふうに質問された、本当に我々にしました。
0:42:11	はい。
0:42:12	規制庁岩佐です。ありがとうございます。であればこの指摘はこのままではイトウオオクマ。
0:42:18	いいかと。
0:42:19	はい。
0:42:26	衛藤規制庁がわからない。
0:42:30	ない。
0:42:33	中部電力さんから、
0:42:40	はい。
0:42:43	それでは本日のヒアリングは終了させて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。